

【グーフォ・かわち】障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和 4 年度)

(福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書)

## 1 基本情報<共通>

フリガナ	シャカイフクシホウジン カワチヨツバカイ					
法人名	社会福祉法人 河内四つ葉会					
法人所在地	〒 329-1105		栃木県宇都宮市中岡本町3178-3			
フリガナ	カクタ タカユキ					
書類作成担当者	角田 孝之					
連絡先	電話番号	028-689-0002	FAX番号	028-671-0785	E-mail	kawachi-yotsubakai@roug

【本計画書で提出する加算】※加算名をチェックすること。

#### 福祉·介護職員待遇改善加算(待遇改善加算)

#### 福祉・介護職員等特定待遇改善加算(特定加算)

## 2 賃金改善計画について＜共通＞

\*本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

※本様式のオレンジセルでは下記の要件を確認しており、セルが「〇」でない場合、加算の算定期要件を満たしていない。

- I 福祉・介護職員の賃金改善の見込額が、処遇改善加算の算定見込額を上回ること

(2) 福祉・介護職員処遇改善加算(特定加算も併せて計画する場合)

① 算定する処遇改善加算の区分	※ 別紙様式2-2のとおり		
② 処遇改善加算の算定対象月			
③ 令和 4 年度処遇改善加算の見込額			3,292,704 円
④ 賃金改善の見込額(i - ii)	(右欄の額は③欄の額を上回ること)		6,797,131 円
i) 処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額) (経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の総額)			39,165,584 円
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)			32,368,453 円
(ア)前年度の経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の賃金の総額			36,693,977 円
(イ)前年度の処遇改善加算の総額			3,264,841 円
(ウ)前年度の特定加算の総額(その他の職種(C)に支給された額を除く)			1,060,683 円
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額			0 円
⑤ 賃金改善実施期間	令和 4 年 4 月 ~ 令和 5 年 3 月		

【記入上の注意】

- (2)(4)i) の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」及び(4)ii)(ア)の「前年度の経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の賃金の総額」について、処遇改善加算における賃金改善対象職種はこれまでと変更はないが、特定加算との兼ね合いにより便宜的に「経験・技能のある障害福祉人材(A)」と「他の障害福祉人材(B)」の賃金同士で比較するものとする。
- (4)ii)(イ)の「処遇改善加算の見込額により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」及び(4)ii)(エ)の「前年度の経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の賃金の総額」には、処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (4)ii)(イ)の「前年度の経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の賃金の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。ただし、特定加算の加算額については、その他の職種(C)に支給された額を除くこと。
- (4)ii)(エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行つたものに限る。)をいう。(処遇改善加算等に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

① 算定する特定加算の区分	※①、③ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり			
② 処遇改善加算の取得状況				
③ 特定加算の算定対象月				
④ 令和 4 年度特定加算の見込額(g)	1,043,712 円			
⑤ 賃金改善の見込額(i - ii) (右欄の額は④欄の額を上回ること)	4,847,220 円			
i) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	43,283,143 円			
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	38,435,923 円			
(ア)前年度の賃金の総額	42,761,447 円			
(イ)前年度の処遇改善加算の総額	3,264,841 円			
(ウ)前年度の特定加算の総額	1,060,683 円			
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額	0 円			
⑥ 平均賃金改善額	経験・技能のある障害福祉人材(A)	他の障害福祉人材(B)	その他の職種(C)	
i) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)	4,129,387 円	24,182,272 円		円
ii) 前年度の常勤換算職員数(j)	12.0 人	111.6 人	24.0 人	
iii) 前年度の一月当たりの常勤換算職員数(j)	1.0 人	9.3 人	2.0 人	
iv) 前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(h)/(j)	344,116 円	216,687 円	0 円	
v) グループ毎の平均賃金改善額(月額)(g)/(j)/(k)	<input checked="" type="radio"/> (A)のみ実施 ( 1,043,712 円 )  <input checked="" type="radio"/> (A)及び(B)を実施 ( 1,043,713 円 )  <input checked="" type="radio"/> (A)(B)(C)全て実施 ( #DIV/0! 円 )  <input checked="" type="radio"/> 上記以外の方法で実施 ( 1,926,000 円 )	86,976 円 ( 1,043,712 円 )  15,394 円 ( 184,728 円 )  #DIV/0! 円 ( #DIV/0! 円 )  21,000 円 ( 252,000 円 )	7,697 円 ( 858,985 円 )  #DIV/0! 円 ( #DIV/0! 円 )  15,000 円 ( 1,874,000 円 )	#DIV/0! 円 ( #DIV/0! 円 )  #DIV/0! 円 ( 0 円 )
月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者	1 人(見込)			
(「月額平均8万円の賃金改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由)				
<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他				
⑦ 賃金改善実施期間(k)	令和 4 年 4 月 ~ 令和 5 年 3 月 ( 12 か月 )			

【記入上の注意】

- ・ (2)(5) i) の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、特定加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・ (2)(5) i) の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算、処遇改善臨時特例交付金及び令和4年度新加算を取得し実施される賃金改善額を除いた額を記載すること。(令和4年度新加算を取得する意向のある事業所は、(2)(6) i) の額には、令和4年10月から賃金改善実施期間の最終月(原則として令和5年3月)までの期間に同加算を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。その際、当該改善見込額は、1月あたりの補助金の平均見込額に、同加算を取得する月数を乗じることによって算出すること。)
- ・ ※1月あたりの交付金の平均見込額は、(参考)交付金別紙様式2-1の「2 賃金改善計画について」①の額を、交付金の交付対象期間の月数で除した額とする。なお、交付金を取得せず、令和4年度新加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、仮に交付金を取得する場合の1月あたりの交付金の平均見込額を算出すること。
- ・ (2)(5) ii) (イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。
- ・ (2)(5) ii) (エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行なったものに限る。)をいう。(処遇改善加算等に係るものをお除く。)本欄に記載した賃金改善についての、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。
- ・ (2)(6) i) の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(O)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- ・ (2)(6) iii) の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算方法により算出した職員数を記載すること。ただし、「その他の職種(O)」については、実人数によることもできる。

#### (4)賃金改善を行う賃金項目及び方法

##### イ 福祉・介護職員処遇改善加算

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

具体的な取組内容	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input checked="" type="checkbox"/> その他
	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( )
	(賃金改善に関する規定内容) 給与規程等を改正(4月1日施行)し、給料月額及び時給単価を改善するほか、短時間勤務職員に対し新たに資格手当を支給する。 これらにより、直接処遇職員13名について基本給(月額)を常勤換算1人当たり4,820円増額するとともに、短時間勤務職員の資格保持者に対し4,500円の手当を支給する。なお、ベースアップ分については、新加算(臨時特例交付金)による財源も活用する。また、6月、12月の年2回の賞与支給時期に、一時金として常勤換算1人当たり77,580円を充当支出する。さらに、これら昇給等に伴って法定福利費(406,184円)及び各種手当が増額となる見込みである。以上により、総額6,797,131円の改善を見込むものである。
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。
	(上記取組の開始時期) 令和 4 年 4 月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )

##### ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

具体的な取組内容	国家資格者(社会福祉士資格等)又はサービス管理責任者が該当する。
	<input checked="" type="checkbox"/> (A)経験・技能のある障害福祉人材 <input checked="" type="checkbox"/> (B)他の障害福祉人材 <input type="checkbox"/> (C)その他の職種 ((A)にチェック(✓)がない場合その理由) _____
	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input checked="" type="checkbox"/> その他
	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( )
	(賃金改善に関する規定内容) 平成元年に創設した「精勤功労手当」を引き続き支給する。 なお、引き続きグループ毎の平均賃金改善額は加算額による改善額を上回って手当を支給するものとし、常勤換算1人当たり(A)を21,000円、(B)を15,000円とする。また、短時間勤務職員に対しては、当該平均改善額に常勤換算値を乗じた金額とする。
※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。	
(上記取組の開始時期) 令和 1 年 10 月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )	

##### ハ 各障害福祉サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く独自の賃金改善

「(1)④Ⅺ(工)」、「(2)④Ⅻ(工)」又は「(3)⑤Ⅺ(工)」の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載

独自の賃金改善の具体的な取組内容	
独自の賃金改善額の算定根拠	

### 3 キャリアパス要件について〈処遇改善加算〉

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

次の要件について該当するものにチェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。

キャリアパス要件 I 次のイからハまでのすべての基準を満たす。		加算 I・II の場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ 福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。		
ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。		
ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。		

キャリアパス要件 II 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算 I・II の場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。		
イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容について下記に記載すること ① 現場における支援の向上を図るため、様々なテーマを選び外部講師を招いた研修会を実施する。 ② 支援の専門家を顧問に委嘱し、定期的(月2回)に支援会議を開催する中で、具体的な指導支援をお願いする。	
ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。	<input checked="" type="checkbox"/> ② 資格取得のための支援の実施 ① 職員の資格取得等を促進するため、受講費の助成等を行う。 ② 外部で開催される講演会・セミナーなどへの参加を推奨し参加費の助成等を行う。	

キャリアパス要件 III 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算 I の場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。		
具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。	
	<input type="checkbox"/> ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。	
	<input checked="" type="checkbox"/> ③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。	
ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。		

※要件IIIを満たす(加算Iを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合は速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

## 4 職場環境等要件について<共通>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

### 【処遇改善加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、全体で必ず1つ以上にチェック(✓)すること。ただし、記載するに当たっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。

### 【特定加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、必ず全てにチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの構成」の6つの区分から任意で3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上の取組を行うこと。なお、処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

※ 前年度から引き続き加算を算定する場合であり、かつ、前年度に職場環境等要件を満たす取組実績がある事業所において、合理的な理由により当該期間中の実施が困難と見込まれる場合は、当該理由を明記することで例外的に要件を充たしているものとして差し支えない。なお、その場合であっても、できる限り実施に努めることとする。

分類	内容	
入職促進に向けた取組	<input checked="" type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	
	<input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築	
	<input type="checkbox"/> 他産業からの転職者・主婦層・中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	
	<input type="checkbox"/> 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施	
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	
	<input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	
	<input type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等の導入	
	<input type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保	
両立支援・多様な働き方の推進	<input type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備	
	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備	
	<input type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備	
	<input type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	
腰痛を含む心身の健康管理	<input type="checkbox"/> 福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施	
	<input type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	
	<input type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施	
	<input type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	
生産性向上のための業務改善の取組	<input type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減	
	<input type="checkbox"/> 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化	
	<input type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備	
	<input type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	
やりがい・働きがいの構成	<input type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	
	<input checked="" type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施	
	<input type="checkbox"/> 利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供	
	<input type="checkbox"/> 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	
合理的な理由により期間中の実施が困難な場合 ※上記のうち、前年度に取組実績がある項目にチェック(✓)すること。	<input type="checkbox"/>	理由:

## 5 見える化要件について<特定加算>

※ 職場環境等要件の変更に伴う情報公表システムの改修を予定していることから、令和3年度及び4年度は算定要件としない。

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

実施している周知方法について、チェック(✓)すること。

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載	/ <input type="checkbox"/> 掲載予定
	<input checked="" type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載	/ <input type="checkbox"/> 掲載予定
その他の方法による掲示等	<input type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示	/ <input type="checkbox"/> 掲載予定
	<input type="checkbox"/> その他( )	/ <input type="checkbox"/> 予定

## 6 届出に係る根拠資料について<共通>

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証等
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正があつた場合は、介護給付費等の返還や事業所の指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 4 年 4 月 12 日 法人名 社会福祉法人 河内四つ葉会  
代表者 職名 理事長 氏名 磯町 三男



## 別紙様式2-2 福祉・介護職員処遇改善計画書(施設・事業所別個表)

法人名	社会福祉法人 河内四つ葉会
-----	---------------

福祉・介護職員処遇改善加算額(見込額)の合計[円]	3,292,704
---------------------------	-----------

障害福祉サービス等 事業所番号	指定権者名	事業所の所在地 都道府県 市区町村	事業所名	サービス名	一月あたり(処 遇改善加算等 を除いた)障害 福祉サービス等 報酬総額[円](a) [F]	(1)福祉・介護職員処遇改善加算額		算定期間(c) 〔ヶ月〕
						(1)	(2)	
1 0 9 1 2 1 0 0 0 1 3	宇都宮市	栃木県	ケーフォ・かわち	生活介護	4,099,768	繰続	加算 I	4.4% 令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 ( 12 ヶ月 ) 2,117,148
2 0 9 1 2 1 0 0 0 1 3	宇都宮市	栃木県	ケーフォ・かわち	就労継続支援B型	1,814,145	繰続	加算 I	5.4% 令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 ( 12 ヶ月 ) 1,175,556
3								令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月 )
4								令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月 )
5								令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月 )
6								令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月 )
7								令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月 )
8								令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月 )
9								令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月 )
10								令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月 )
11								令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月 )
12								令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月 )
13								令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月 )
14								令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月 )
15								令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月 )
16								令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月 )

福祉・介護職  
員処遇改善加  
算の見込額  
(a×b×c)  
[F]



## 別紙様式2—3 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書(施設・事業所別個表)

法人名	社会福祉法人 河内四ツ葉会
-----	---------------

福祉・介護職員等特定処遇改善加算額(見込額)の合計[円]	1,043,712
------------------------------	-----------

福祉・介護職員等特定処遇改善加算額(見込額)[円]	事業所名	サービス名	事業所の所在地	(2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算		算定対象月(※) [月]	福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見込額 (※)(※)(e)
				算定する福祉・介護職員等特定処遇改善加算の区分	算定加算Ⅰ 新規・継続の別	算定加算Ⅱ 既存	
1 0 9 1 2 1 0 0 0 1 3 宇都宮市 栃木県 宇都宮市 グーフォ・かわち				一月あたり(処遇改善加算書を除いたサービス等報酬総額)円(※)(a)	4,038,768	継続	特定期間内職員配置等加算
2 0 9 1 2 1 0 0 0 1 3 宇都宮市 栃木県 宇都宮市 グーフォ・かわち	都道府県 市町村	新規・継続の別	新規・継続	1.4%	1,814,145	特定期間内職員配置等加算	合和 4年 4月～令和5年3月( 12ヶ月)
3						-	合和 4年 4月～令和5年3月( 12ヶ月)
4						-	合和 年 月～令和 年 月( ヶ月)
5						-	合和 年 月～令和 年 月( ヶ月)
6						-	合和 年 月～令和 年 月( ヶ月)
7						-	合和 年 月～令和 年 月( ヶ月)
8						-	合和 年 月～令和 年 月( ヶ月)
9						-	合和 年 月～令和 年 月( ヶ月)
10						-	合和 年 月～令和 年 月( ヶ月)
11						-	合和 年 月～令和 年 月( ヶ月)
12						-	合和 年 月～令和 年 月( ヶ月)
13						-	合和 年 月～令和 年 月( ヶ月)
14						-	合和 年 月～令和 年 月( ヶ月)
15						-	合和 年 月～令和 年 月( ヶ月)
16						-	合和 年 月～令和 年 月( ヶ月)
17						-	合和 年 月～令和 年 月( ヶ月)
18						-	合和 年 月～令和 年 月( ヶ月)
19						-	合和 年 月～令和 年 月( ヶ月)
20						-	合和 年 月～令和 年 月( ヶ月)



## 【よつば荘】 障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和 4 年度)

(福祉・介護職員待遇改善計画書、福祉・介護職員等特定待遇改善計画書)

## 1 基本情報<共通>

フリガナ	シャカイフクシホウジン カワチヨツバカイ								
法人名	社会福祉法人 河内四つ葉会								
法人所在地	〒 329-1105	宇都宮市中岡本町3178-3							
フリガナ	カクタ タカユキ								
書類作成担当者	角田 孝之								
連絡先	電話番号	028-673-0002	FAX番号	028-671-0785	E-mail	kawachi-yotsubakai@rouge			

【本計画書で提出する加算】※加算名をチェックすること。

#### 福祉·介護職員待遇改善加算(待遇改善加算)

福祉・介護職員等特定待遇改善加算(特定加算)

## 2 賃金改善計画について＜共通＞

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

※本様式のオレンジセルでは下記の要件を確認しており、セルが「〇」でない場合、加算の算定要件を満たしていない。

- Ⅰ 福祉・介護職員の賃金改善の見込額が、処遇改善加算の算定見込額を上回ること  
 Ⅱ 福祉・介護職員その他の職員の賃金改善の見込額が、特定加算の算定見込額を上回ること

(2) 福祉・介護職員処遇改善加算(特定加算も併せて計画する場合)

① 算定する処遇改善加算の区分	※ 別紙様式2-2のとおり		
② 処遇改善加算の算定対象月			
③ 令和 4 年度処遇改善加算の見込額			985,716 円
④ 賃金改善の見込額(i-ii)	(右欄の額は③欄の額を上回ること)		1,745,930 円
i) 処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額) (経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の総額)		8,931,651	円
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)		7,185,721	円
(ア)前年度の経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の賃金の総額		8,339,766	円
(イ)前年度の処遇改善加算の総額		941,832	円
(ウ)前年度の特定加算の総額(その他の職種(C)に支給された額を除く)		212,213	円
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額		0	円
⑤ 賃金改善実施期間	令和 4 年 4 月 ~ 令和 5 年 3 月		

【記入上の注意】

- ・ (2)④ i) の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」及び④ ii ) (ア)の「前年度の経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の賃金の総額」について、処遇改善加算における賃金改善対象職種はこれまでと変更は無いが、特定加算との兼ね合いにより便宜的に「経験・技能のある障害福祉人材(A)」と「他の障害福祉人材(B)」の賃金同士で比較するものとする。
- ・ (2)④ ii ) (ア)「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」及び④ ii ) (ア)「前年度の経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の賃金の総額」には、処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・ (2)④ ii ) (イ)「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)「前年度の特定加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。ただし、特定加算の加算額については、その他の職種(C)に支給された額を除くこと。
- ・ (2)④ ii ) (エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行つたものに限る。)をいう。(処遇改善加算等に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

① 算定する特定加算の区分	※①、③ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり				
② 処遇改善加算の取得状況					
③ 特定加算の算定対象月					
④ 令和 4 年度特定加算の見込額(g)	217,764 円				
⑤ 賃金改善の見込額(i - ii) (右欄の額は④欄の額を上回ること)	893,969 円				
i) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	7,505,420 円				
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	6,611,451 円				
(ア)前年度の賃金の総額	7,765,496 円				
(イ)前年度の処遇改善加算の総額	941,832 円				
(ウ)前年度の特定加算の総額	212,213 円				
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額	0 円				
⑥ 平均賃金改善額	経験・技能のある 障害福祉人材(A)	他の障害福祉人材(B)	その他の職種(C)		
i) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施された る賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)	3,128,154 円	3,483,297 円	円		
ii) 前年度の常勤換算職員数(j)	12.0 人	22.8 人	人		
iii) 前年度の一月当たりの常勤換算職員数(j)	1.0 人	1.9 人	人		
iv) 前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(h)/(j)	260,680 円	152,776 円	円		
v) グループ毎の平均賃金改善 額(月額)(g)/(j)/(k)	<input type="radio"/> (A)のみ実施 ( 217,764 円 ) <input checked="" type="radio"/> (A)及び(B)を実施 ( 217,772 円 ) <input type="radio"/> (A)(B)(C)全て実施 ( #DIV/0! 円 ) <input type="radio"/> 上記以外の方法で実施 ( 330,001 円 )	18,147 円 ( 217,764 円 ) 9,307 円 ( 111,684 円 ) #DIV/0! 円 ( #DIV/0! 円 ) 15,000 円 ( 180,000 円 )	4,653 円 ( 106,088 円 ) #DIV/0! 円 ( #DIV/0! 円 ) 6,579 円 ( 150,001 円 )		
※予定している配分方法について選択すること。(いずれか1つ) ※当該年度の特定加算の見込額と前年度の一月当たりの常勤換算方法により算出した職員数から算出した一人当たり配分額(月額)。(括弧内はグループ毎に配分可能な加算総額(年額))					
月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者 0 人(見込) (「月額平均8万円の賃金改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由) <input checked="" type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input checked="" type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や待遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他					
⑦ 賃金改善実施期間(k)	令和 4 年 4 月 ~ 令和 5 年 3 月 ( 12 か月 )				

【記入上の注意】

- (2)(5) i) の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、特定加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (2)(5) i) の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算、処遇改善臨時特例交付金及び令和4年度新加算を取得し実施される賃金改善額を除いた額を記載すること。(令和4年度新加算を取得する意向のある事業所は、(2)(6) i) の額には、令和4年10月から賃金改善実施期間の最終月(原則として令和5年3月)までの期間に同加算を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。その際、当該改善見込額は、1月あたりの補助金の平均見込額に、同加算を取得する月数を乗じることによって算出すること。)
- ※1月あたりの交付金の平均見込額は、(参考)交付金別紙様式2-1の「2 賃金改善計画について」①の額を、交付金の交付対象期間の月数で除した額とする。なお、交付金を取得せず、令和4年度新加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、仮に交付金を取得する場合の1月あたりの交付金の平均見込額を算出すること。
- (2)(6) ii) (イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。
- (2)(5) ii) (エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算等に係るもの�除く。)本欄に記載した賃金改善についての、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。
- (2)(6) i) の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- (2)(6) iii) の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算方法により算出した職員数を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」については、実人数によることもできる。

#### (4) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

##### イ 福祉・介護職員処遇改善加算

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input checked="" type="checkbox"/> その他
	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)  <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 賞与の支給率の変更 )  (賃金改善に関する規定内容) 給与規程等を改正(4月1日施行)し、給料月額及び時給単価を改定するほか、パート職員に対し新たに資格手当を支給する。これらにより、直接処遇職員 4名について基本給(月額)を常勤換算1人当たり20,329円増額とともに、短時間勤務職員の資格保持者に対し4,500円の手当を支給する。なお、ベースアップ分については、新加算(臨時特例交付金)による財源も活用する。 また、6月及び12月の年2回の賞与支給時期に、一時金として常勤換算1人当たり54,272円を充当支出する。 さらに、これら昇給等に伴って法定福利費(120,843円)及び各種手当が増額となる見込みである。 以上により、総額1,745,930円の改定を見込むものである。
具体的な取組内容	※上記の根拠規程のうち、賃金改定に関する部分を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。
	(上記取組の開始時期) 令和 4 年 4 月 ( <input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 予定 )

##### ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

経験・技能のある障害福祉人材の考え方	国家資格者(社会福祉士資格等)又はサービス管理責任者が該当する。
	(A)経験・技能のある障害福祉人材 <input checked="" type="checkbox"/> (B)他の障害福祉人材 <input type="checkbox"/> (C)その他の職種 ((A)にチェック(✓)がない場合その理由) _____
賃金改善を行う職員の範囲	<input checked="" type="checkbox"/> (A)経験・技能のある障害福祉人材 <input checked="" type="checkbox"/> (B)他の障害福祉人材 <input type="checkbox"/> (C)その他の職種 ((A)にチェック(✓)がない場合その理由) _____
	(上記取組の開始時期) 令和 1 年 10 月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input checked="" type="checkbox"/> その他
	(当該事業所において賃金改定内容の根拠となる規則・規程)  <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )  (賃金改定に関する規定内容) 平成元年に創設した「精勤功労手当」を引き続き支給する。 なお、引き続きグループ毎の平均賃金改定額は改定額による改定額を上回って手当を支給するものとし、常勤換算1人当たり(A)を15,000円、(B)を7,500円とする。また、短時間勤務職員に対しては、当該改定額に常勤換算値を乗じた金額とする。
具体的な取組内容	※上記の根拠規程のうち、賃金改定に関する部分を記載すること。 資格・手当等に含めて賃金改定を行う場合は、その旨を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。
	(上記取組の開始時期) 令和 1 年 10 月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )

##### ハ 各障害福祉サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く独自の賃金改定

「(1)④㊂(エ)」、「(2)④㊂(エ)」又は「(3)⑤㊂(エ)」の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改定額」に計上する場合は記載

独自の賃金改定の具体的な取組内容	
独自の賃金改定額の算定根拠	

### 3 キャリアパス要件について〈処遇改善加算〉

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

次の要件について該当するものにチェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。

キャリアパス要件 I 次のイからハまでのすべての基準を満たす。		加算 I・II の場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ 福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。		
ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。		
ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。		

キャリアパス要件 II 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算 I・II の場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。		
イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容について下記に記載すること ① 現場における支援の向上を図るため、様々なテーマを選び外部講師を招いた研修会を実施する。 ② 支援の専門家を顧問に委嘱し、定期的(月2回)に支援会議を開催する中で、具体的な指導支援をお願いする。	
ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。	<input checked="" type="checkbox"/> ② ※当該取組の内容について下記に記載すること ① 職員の資格取得等を促進するため、受講費の助成等を行う。 ② 外部で開催される講演会・セミナーなどへの参加を推奨し参加費の助成等を行う。	

キャリアパス要件 III 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算 I の場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。		
具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。	
	<input type="checkbox"/> ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。	
	<input checked="" type="checkbox"/> ③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。	
ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。		

※要件IIIを満たす(加算Iを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合は速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

## 4 職場環境等要件について<共通>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

### 【処遇改善加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、全体で必ず1つ以上にチェック(✓)すること。ただし、記載するに当たっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。

### 【特定加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、必ず全てにチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの構成」の6つの区分から任意で3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上の取組を行うこと。なお、処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

※ 前年度から引き続き加算を算定する場合であり、かつ、前年度に職場環境等要件を満たす取組実績がある事業所において、合理的な理由により当該期間中の実施が困難と見込まれる場合は、当該理由を明記することで、例外的に要件を充たしているものとして差し支えない。なお、その場合であっても、できる限り実施に努めることとする。

分類	内容	
入職促進に向けた取組	<input checked="" type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 <input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 <input type="checkbox"/> 他事業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 <input type="checkbox"/> 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施	
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する略談吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 <input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 <input type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等の導入 <input type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保	
両立支援・多様な働き方の推進	<input type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備 <input type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備 <input type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 <input type="checkbox"/> 障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮	
腰痛を含む心身の健康管理	<input type="checkbox"/> 福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施 <input type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 <input type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 <input type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	
生産性向上のための業務改善の取組	<input type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 <input type="checkbox"/> 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報などを含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化 <input type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備 <input type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	
やりがい・働きがいの構成	<input type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 <input checked="" type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 <input type="checkbox"/> 利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 <input type="checkbox"/> 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	
合理的な理由により期間中の実施が困難な場合 ※ 上記のうち、前年度に取組実績がある項目にチェック(✓)すること。	<input type="checkbox"/>	理由:

## 5 見える化要件について<特定加算>

※ 職場環境等要件の変更に伴う情報公表システムの改修を予定していることから、令和3年度及び4年度は算定要件としない。

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

実施している周知方法について、チェック(✓)すること。

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載 <input checked="" type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載	/	<input type="checkbox"/> 掲載予定 <input checked="" type="checkbox"/> 掲載予定
その他の方法による掲示等	<input type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 <input type="checkbox"/> その他( )	/	<input type="checkbox"/> 掲載予定 <input type="checkbox"/> 予定

## 6 届出に係る根拠資料について<共通>

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証等
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正があつた場合は、介護給付費等の返還や事業所の指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 4 年 4 月 12 日 法人名 社会福祉法人 河内四つ葉会  
代表者 職名 理事長 氏名 磯町 三男



## 別紙様式2-2 福祉・介護職員処遇改善計画書(施設・事業所別個表)

法人名	社会福祉法人 河内四つ葉会
-----	---------------

福祉・介護職員処遇改善加算額(見込額)の合計[円]	985,716
---------------------------	---------

障害福祉サービス番号 事業所名	事業所の所在地 都道府県 市区町村	事業所名 サービス名	一月あたり(処遇改善等 を除いた)障害 福祉サービス等 報酬総額[円](a)	(1) 福祉・介護職員処遇改善加算		算定対象月(c) 福祉・介護職員処遇改善加 算の見込額 (a × b × c) [円]
				①	②	
				算定する 福祉・介 護職員処 遇改善加 算の区分 (b)	加算率 (c)	
1 0 9 2 2 1 0 0 0 1 1 宇都宮市	栃木県	よつば荘	共同生活援助(指定共同 生活援助)	955,156	加算 I 8.6% 継続	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月( 12 ヶ月) 985,716
2						令和 年 月～令和 年 月( ケ月)
3						令和 年 月～令和 年 月( ケ月)
4						令和 年 月～令和 年 月( ケ月)
5						令和 年 月～令和 年 月( ケ月)
6						令和 年 月～令和 年 月( ケ月)
7						令和 年 月～令和 年 月( ケ月)
8						令和 年 月～令和 年 月( ケ月)
9						令和 年 月～令和 年 月( ケ月)
10						令和 年 月～令和 年 月( ケ月)
11						令和 年 月～令和 年 月( ケ月)
12						令和 年 月～令和 年 月( ケ月)
13						令和 年 月～令和 年 月( ケ月)
14						令和 年 月～令和 年 月( ケ月)
15						令和 年 月～令和 年 月( ケ月)
16						令和 年 月～令和 年 月( ケ月)



## 別紙様式2-3 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書(施設・事業所別個表)

法人名	社会福祉法人 河内四つ葉会
-----	---------------

福祉・介護職員等特定処遇改善加算額(見込額)の合計[PY]

217,764

福祉・介護職員等 事業所番号	指定者名	事業所の所在地 都道府県 市区町村	事業所名 サービス名	(2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算		新規・ 既存 の別 算定する福 祉・介護職 員等特定處 遇改善区分 (a)	配 置等要件 (c)	第 定 対 象 月 (d)	福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (e)
				算定する福 祉・介護職 員等特定處 遇改善区分 (a)	加 算 率 (%)				
1 0 9 2 2 1 0 0 0 0 1 1	宇都宮市	栃木県	よつば荘	共同生活援助(指定共同 生活援助)	955,156	継続	特定加算 I 1.9%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 ( 12 ヶ月 )	217,764
2							-	令和 年 月～令和 年 月 ( ケ月 )	
3							-	令和 年 月～令和 年 月 ( ケ月 )	
4							-	令和 年 月～令和 年 月 ( ケ月 )	
5							-	令和 年 月～令和 年 月 ( ケ月 )	
6							-	令和 年 月～令和 年 月 ( ケ月 )	
7							-	令和 年 月～令和 年 月 ( ケ月 )	
8							-	令和 年 月～令和 年 月 ( ケ月 )	
9							-	令和 年 月～令和 年 月 ( ケ月 )	
10							-	令和 年 月～令和 年 月 ( ケ月 )	
11							-	令和 年 月～令和 年 月 ( ケ月 )	
12							-	令和 年 月～令和 年 月 ( ケ月 )	
13							-	令和 年 月～令和 年 月 ( ケ月 )	
14							-	令和 年 月～令和 年 月 ( ケ月 )	
15							-	令和 年 月～令和 年 月 ( ケ月 )	
16							-	令和 年 月～令和 年 月 ( ケ月 )	
17							-	令和 年 月～令和 年 月 ( ケ月 )	
18							-	令和 年 月～令和 年 月 ( ケ月 )	
19							-	令和 年 月～令和 年 月 ( ケ月 )	
20							-	令和 年 月～令和 年 月 ( ケ月 )	



## 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書

## 1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジン カワチヨツバカイ								
法人名	社会福祉法人 河内四つ葉会								
法人所在地	〒 329-1105 宇都宮市中岡本町3178-3								
フリガナ	カクタ タカユキ								
書類作成担当者	角田 孝之								
連絡先	電話番号	028-673-0002	FAX番号	028-671-0785	E-mail kawachi-yotsubakai@roug				

## 2 賃金改善計画について

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動が  
あり得る。

※本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセル3カ所が「○」でない場合、交付金の交付要件を満たしていない。

I 交付金による賃金改善を行う総額が交付金による収入額を上回ること

II 賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること

①福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額(k)	777,176	円	要件 I ○ ○ ○
②賃金改善の見込額(i - ii)(右欄の額は①欄の額を上回ること)	3,791,303	円	
i) 賃金改善実施期間(④)に交付金により賃金改善を行う場合の福祉・介護職員等の賃金の総額(見込額)	41,807,720	円	
ii) 前年度(賃金改善実施期間に相当する期間)の福祉・介護職員等の賃金の総額【基準額】	38,016,417	円	
③ベースアップ等による賃金改善の見込額			
i) 福祉・介護職員の賃金改善見込額(i - 1) (うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額) (i - 2)	1,295,200 1,295,200 (一月あたり 161900 円)	円 円 円)	(100.00) %
ii) その他の職員の賃金改善見込額(i - 1) (うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額) (i - 2)	222,400 222,400 (一月あたり 27800 円)	円 円 円)	(100.00) %
④交付金による賃金改善実施期間	令和4年 2 月 ~ 9 月		

## 【記入上の注意】

- ② i) 「賃金改善実施期間に交付金により賃金改善を行う場合の福祉・介護職員等の賃金の総額(見込額)」には、交付金による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ② i) 及び ii) 令和3年における賃金改善実施期間に相当する期間の福祉・介護職員等の賃金の総額」には、処遇改善加算及び特定加算を取得し実施される賃金の改善(見込)額を含む額を記載すること。

## 3 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給	<input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(新設)	<input checked="" type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(既存の増額)
	その他	<input type="checkbox"/> 手当(新設)	<input type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ( )
(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)				
<input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( )				
(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。				
1 給与規程別表で定める「給料表」(基本給)を改正した。施行日は令和4年4月1日。なお、給料表全体としての平均改善率は、4.9%。 2 同じく給与規程の改正において、「精勤功労手当」については、処遇改善加算に加え臨時特例交付金をもその財源とする旨の規定改正を行った。施行日は、令和4年2月給与(同年3月支給分)から適用し、4月以降の給料表改正に見合う金額を当該手当に加算して支給することとした。				

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 令和4年2月から賃金改善を実施しています。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 令和4年2月サービス提供分について福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を届出しています。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 交付金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 交付金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 交付金の対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、交付金の請求に関して不正があった場合は、交付金を返還することとなる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 4 年 4 月 12 日 法人名 社会福祉法人 河内四つ葉会  
代表者 職名 理事長 氏名 磯 町 三 男

支付金別紙様式2-2

[記] 金計画書(施設・事業所別個表) 拓殖社・介護職員処遇改善臨時特例交付金

2① 管社・介護職員待遇改悪懸念特例交付金額(見込額)の合計[円](k)	777,176
法人名 社会福祉法人 沢内四つ葉会	

### (1) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金額(見込額)の合計[円](k)

